

日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

円…参加費
講…講師
備…ほかの情報
FAX…ファクス番号
Eメール
問…問い合わせ先

お知らせ

教育委員の異動について

前教育委員の近藤達之介さんが任期満了により退任され、後任の教育委員に、6月30日付けで篠原理さん（土居町入野）が新たに任命されました。

なお、任期は平成29年6月30日から平成33年6月29日までの4年間となっています。

問教育総務課 28・6044

松柏公民館・松柏出張所の業務再開について

改修工事のため4月1日から7月31日まで休止していましたが、松柏公民館での出張所を含む業務は、8月1日（火）から再開します。

問松柏公民館
本庁市民窓口センター 28・6062
28・6013

8月15日・16日 ごみの収集はお休みです

お盆期間中のごみ収集休業日は、**8月15日（火）・16日（水）**です。休業日にはごみを出さないようお願いいたします。

※クリーンセンターは、通常どおり受け入れしています

問生活環境課 クリーンセンター

28・6015

四国電力による防犯灯寄贈の申請受付について

四国電力株式会社が実施する「ふれあい月間」の主要行事として、LED防犯灯が14灯寄贈されます。ご希望の自治会はお申し込みください。

申請条件

- 新設のみが対象です。
- 取付場所は四国電力所有の電柱が基本ですが、NTT柱でも可です。
- 電気料金及び維持管理費用は自治会負担となります。
- 設置は10月～12月の予定です。
- ※申込灯数は、1自治会につき2灯まで。ただし、14灯を超える応募があった場合、2灯希望の自治会は1灯のみの申し込みとして取り扱いますので、ご了承ください

提出書類

- 四国電力「ふれあい月間」寄贈街路灯申請書
- ※総務課及び各庁舎市民窓口センターで配布（市ホームページからダウンロード可）
- 取付場所の写真及び住宅地図のコピー
- 電気料金口座振替用の通帳のコピー
- 募8月1日（火）～8月15日（火）
- ※14灯を超える申し込みがあった場合は抽選

申問総務課 28・6002

集会所等整備事業の補助について

集会所などは、地域住民の生活に密接に関係しており、大切なコミュニティの拠点です。

市では、集会所の新築、増築、改修などに対し補助を行っていますので、平成30年度に集会所の改修などを計画している自治会などで、補助を希望する場合はご相談ください。

募10月31日（火）まで

※緊急の場合は別途ご相談ください

注意事項

- 補助対象や補助率などの詳細は、お問い合わせください。
- 事前着工した場合は、補助を受けることができません。
- 改修事業などの補助を受けた施設

は、施設に著しく影響を及ぼす緊急の場合を除き、当該年度以降、原則5年間補助を受けることができません。長期的な改修計画を立てるとともに、日頃から適切な維持・管理をお願いします。

○特に火災の予防に努めるとともに、建物火災保険の加入状況を確認し、加入忘れがないようにしてください。

申問市民交流課 28・6014

年金の受給資格期間が短縮されます

8月1日から、老齢年金を受け取るのに必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されます。

対象となる方には、黄色の封筒で請求書が送られています。手続きされた方への最も早い年金の支払いは10月です。手続きが遅くなると、年金の支払いも遅れてしまいますので、お早めの手続きを行ってください。

※請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますので、ご自身の資格期間をご確認ください

問ねんきんダイヤル

0570・05・1165

新居浜年金事務所

0897・35・1300

本庁市民窓口センター 28・6018

高額介護（予防）サービス費の基準が変わります

介護サービスを利用し、1か月の利用者負担の合計額が世帯の上限額を超えたときは、申請により超過分が「高額介護（予防）サービス費」として支給されます。8月1日から、その基準が一部変更（下表の青線太枠内）となります。詳しくはお問い合わせください。

対象となる方	7月までの負担の上限（月額）	8月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円（世帯）	44,400 円（世帯）
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	37,200 円（世帯）	44,400 円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に、年間上限額（446,400 円）を設定
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）	24,600 円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方など	15,000 円（個人）	15,000 円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します

問 高齢介護課 28-6025

敬老祝い金について

対象となる方へ、7月上旬に口座届出書を郵送しています。まだ提出していない方は、お忘れのないようお願いします。

提出期限 8月4日（金）まで

対象者	金額
80 歳（昭和 12 年生まれ）	8,000 円
米寿（昭和 5 年生まれ）	8,800 円
90 歳（昭和 2 年生まれ）	9,000 円
白寿（大正 8 年生まれ）	10,000 円
100 歳以上（大正 6 年以前生まれ）	20,000 円

問 高齢介護課 28・6024

各種手当の現況届・所得状況届が必要です

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の対象者は、支給の有無に関わらず、年1回、8月に現況届または所得状況届が必要です。この届出をしないと8月以降の手当が受けられ

なくなりまますので、必ず手続きをしてください。

なお、届出の受け付けは8月中旬の予定で、受給資格者には別途通知します。

問 こども課

生活福祉課	28・6027
川之江庁舎福祉窓口	28・6023
土居庁舎福祉窓口	28・6182
新宮庁舎福祉窓口	28・6321

地籍調査成果の閲覧について

平成28年度地籍調査実施地区について、成果の閲覧（地籍調査の成果の確認）を左記のとおり実施します。

川滝町下山・領家の一部

日 8月3日（木）～8月10日（木）

場 葱尾ふれあい広場（旧葱尾保育園）

日 8月14日（月）～8月22日（火）

場 国土調査課（商工会館5階）

金生町山田井の一部

日 8月3日（木）～8月22日（火）

場 川之江保健センター3階

富郷町寒川山の一部

日 8月3日（木）～8月10日（木）

場 嶺南支所2階

日 8月14日（月）～8月22日（火）

場 国土調査課（商工会館5階）

※閲覧時間は、いずれの会場も土・日・祝日を除く9時～17時

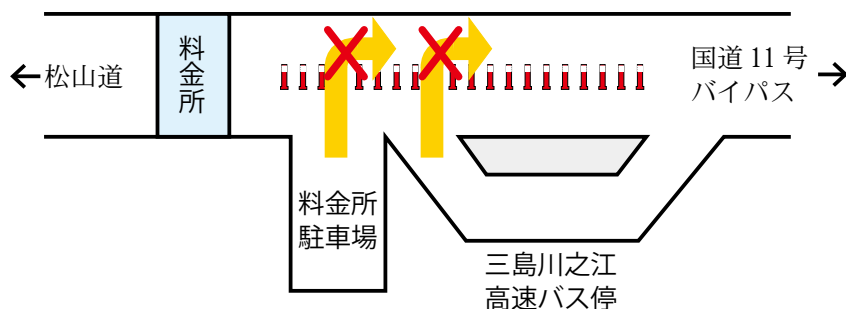
問 国土調査課 28・6223

三島川之江に高速バス停から 右折・Uターンはできません

三島川之江IC高速バス停（バスロータリー）へ、一般車両が進入・駐停車することは禁止されています。また、逆走対策の一環として、国道11号バイパス方面への右折・Uターン禁止の対策を施しましたので、ご注意ください。

問 西日本高速道路株式会社 愛媛高速道路事務所 089・905・0181

右折・Uターン禁止 (国道11号バイパス方面へは戻れません)



国保加入者の皆さまへ 「国保医療課からのお知らせ」

【高額療養費の支給】

病気やけがで病院にかかり、1か月の医療費の自己負担額が世帯の限度額を超えた時は、申請によって認められれば超過分が後で支給されます。該当世帯には、診療月から約3か月後にはがきでお知らせしますので、手続きにお越しく下さい。

申請に必要なもの

- 高額療養費支給申請のお知らせ（はがき）
- 保険医療機関に支払った医療費の領収書
- 国民健康保険被保険者証
- 認め印（朱肉を使用するもの）
- 振込先口座がわかるもの
- 個人番号がわかるもの（個人番号カード・通知カード）

「限度額適用認定証」をご存知ですか？

一つの医療機関での1か月ごとの支払いが、限度額を超えることがわかる場合（入院と外来は別計算）、自己負担限度額までを医療機関に支払い、高額療養費分は国保から直接医療機関に支払う制度があります。この制度の適用を受けるには、あらかじめ申請し、認定証を医療機関に提示する必要があります。70歳以上75歳未満の方は、非課税世帯のみ必要となります。

自己負担限度額と入院時の食事代の標準負担額

自己負担限度額（70歳未満）

世帯所得区分		限度額（月額）
課税世帯	所得 901 万円超	252,600 円 ※1
	所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 ※1
	所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 ※1
	所得 210 万円以下	57,600 円
非課税世帯		35,400 円

自己負担限度額（70歳以上 75歳未満）

世帯所得区分		外来（個人単位）限度額（月額）	入院＋外来（世帯単位）限度額（月額）
課税世帯	現役並み所得者	57,600 円	80,100 円 ※1
	一般	14,000 円	57,600 円
非課税世帯	低所得Ⅱの方 ※2	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰの方 ※2	8,000 円	15,000 円

入院したときの食事代

世帯所得区分		食事代（1食あたり）
課税世帯	一般（下記以外の方）	360 円 ※3
	低所得Ⅱの方	過去1年間の入院が90日以内 210 円
非課税世帯	低所得Ⅱの方	過去1年間の入院が91日以上 160 円 ※4
	低所得Ⅰの方	100 円

※1 医療費が一定額を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます

※2 低所得Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税世帯の方です。このうち、所得区分ごとに必要経費・所得控除を差し引いた後の所得が0円となる世帯の方は、低所得Ⅰとなります

※3 平成30年4月から460円に変更されます

※4 入院が91日以上の場合には、別に申請が必要です

※国保料の滞納がある場合には利用できません
申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 認め印（朱肉を使用するもの）
- 本人確認できる書類（免許証など）
- 委任状（別世帯の方が手続きをする場合）
- 医療費領収書（非課税世帯で過去1年間に91日以上入院された方）
- 個人番号がわかるもの（個人番号カード）

カード・通知カード

※最近、他の市町村から転入された方や確定申告により住民税が非課税になった方は、別途書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください

申請開始日 8月1日（火）
※平成29年度課税判定分で8月以降適用分

申 各庁舎市民窓口センター
問 国保医療課 28・6020

花の種銀行「フラワーバンク」

内花の種（元金）の貸し出しを行い、その種で花を育てて楽しんでいただいた後、種を収穫し、貸し出し相当分に善意の種（利息）を加えて返却していただく制度です。返却していただいた種は、翌年度の元金として活用します。

口座開設の資格と条件

- 市内に在住・勤務・在学している方
- グループ及び事業所
- 花を育てる場所を市内で確保できる方
- 花が好きな方
- 花を種から育て管理したい方
- 貸し出す花の種類

パンジー、キンセンカ、キンギョソウ、デージー、クリサンセマム
受付開始日 8月14日（月）
申問都市計画課 28・6231
（消防防災センター5階）

都市公園の利用について

みなさんが公園を気持ちよく利用できるよう、ごみは各自で持ち帰りましょう。

問都市計画課 28・6231



「普通救命講習」定期開催のお知らせ

8月から、まちづくり出前講座「普通救命講習Ⅰ」（心肺蘇生法、AEDの取り扱いなど）を定期開催します。各種団体をはじめ、夫婦や友人同士、一人でも参加でき、受講料は無料です。

なお、消防防災センター駐車場には限りがありますので、受講の際は乗り合わせのうえ、市役所周辺の駐車場をご利用ください。

開催日

- 第1回 8月17日（木）
 - 第2回 9月9日（土・救急の日）
 - 第3回 10月17日（火）
 - 第4回 11月17日（金）
 - 第5回 12月11日（月）
 - 第6回 平成30年2月14日（水）
- ※時間は全て9時～12時
場消防防災センター
定各50名程度
備受講者には、普通救命講習修了証を発行します。

申問安全・危機管理課 28・6933

8月は北方領土返還運動 全国強調月間です

領土問題は、国家及び国民にとって基本的な問題であり、日露関係の安定化には北方領土の解決が不可欠です。

ロシアとの北方領土返還交渉は長年行われていますが、いまだに進展がみられません。

一日も早い北方領土の返還を実現するため、北方領土問題に対する関心と理解をより一層深め、国民的な北方領土返還運動を推進しましょう。



問総務課 28・6002

8月は道路ふれあい月間です

この道で おはよう さよなら ありがとう（平成29年度推進標語）

8月は道路ふれあい月間です。道路は日常生活に欠くことのできない公共施設です。道路の重要性を再確認するとともに、道路の正しい利用に努めましょう。

問建設課 28・6034

8月は電気使用安全月間です

夏季は、皮膚の露出部分が多くなり、発汗により皮膚がぬれて電気が通りやすくなります。また、疲労から注意力が散漫になりがちで、感電などの電気事故は夏季（7月～9月）に集中して発生しています。

そのため、8月を電気使用安全月間と定め、経済産業省主唱のもと、電気使用安全の周知・啓発のための街頭キャンペーン、電気安全講習会の開催、電気設備の点検や不良設備の回収促進などの活動を行っています。

問四国電気保安協会 三島事業所 24・1860

PCB含有電気機器などの期限内適正処理について

PCB（ポリ塩化ビニル）含有電気機器（トランス・コンデンサ）などのPCB廃棄物は、法律により期限内処理が義務付けられています。

特に高濃度PCB廃棄物は、処理期限（トランス・コンデンサなどは平成30年3月31日、安定器などは平成33年3月31日）が迫っていますので、今一度事業所の電気室やキュービクル、倉庫などの確認をお願いします。

高濃度のPCB含有電気機器が否かは、各機器メーカーに問い合わせるか、日本電機工業会のホームページで確認できます。

なお、使用中の電気設備は、感電の恐れがあり大変危険です。調査は、必ず電気設備を管理している電気主任技術者にご相談ください。

問県循環型社会推進課 089・912・2358

募集

統計調査員を募集しています

市では、各種統計調査で調査員として活動いただける方を募集しています。性別や調査経験は問いませんので、お気軽にお問い合わせください。

内説明会への出席、調査票の配布・回収・点検整理など

対20歳以上70歳未満で、統計調査に熱意があり、時間に余裕がある方

報酬 1 調査あたり3万～5万円程度

※調査の種類により活動にかかる日数などを考慮して定めており、必ずしもこの範囲内とは限りません

募随時

申問企画課 28・6005

自衛隊就職説明会

日 8月3日(木)・23日(水)

18時～19時

場福祉会館3階 会議室1

内仕事内容や勤務体系、福利厚生など

※詳しくは、お問い合わせください

問自衛隊新居浜出張所

0897・32・5396



新しく農業を始めた方、農業に興味のある方を募集します

農業振興センターでは、農業関係機関と連携し、担い手の確保・育成に関する業務を行っています。

新規就農を希望する方にはさまざまな研修や相談の機会があり、農業で独立・自営を目指す方には補助事業などの支援策があります。

農業を職業選択の一つにしてみませんか。

問農業振興課 28・6323



パソコン要約筆記初心者講座 受講生募集

日 9月5日～10月17日(毎週火曜日・全6回) 10時～11時30分

※10月3日は休講

場川之江庁舎旧館1階 会議室

持パソコン(貸し出しもあり)、筆記用具

募8月29日(火)まで

講要約筆記サークル うさみみ

申問ボランティア市民活動センター

28・6039

ボランティア市民活動研修会参加者募集！

市民参加による地域づくりをより魅力的に推進していくことを目的に、各分野にわたる知識や技術を学びませんか(1回のみ参加も可)。

	月日	内容	講師
第1回	8/24(木)	市民活動をはじめませんか？	前田 真さん (愛媛大学社会連携推進機構 教授)
第2回	8/31(木)	海外のボランティアから学ぼう！	ルシア・ジュさん (市民交流課 国際交流員)
第3回	9/7(木)	ゼロから始める地域活性	田中佑樹さん (NPO 法人農音 代表理事)
第4回	9/14(木)	ボランティアとしての学生自身の学び	石川弘幸さん (四国中央医療福祉総合学院 作業療学科長)
第5回	9/21(木)	地域ボランティアとともに子育て応援	鈴木 健さん(薬剤師)

※時間は全て13:30～15:00

場福祉会館1階 ボランティア室

定各20名

募8/21(月)まで

申ボランティア市民活動センターに備え付けの申込書または電話でお申し込みください。

円無料

申問 ボランティア市民活動センター 28-6039



松山東高等学校通信制課程 後期入学募集！

県内で唯一の公立通信制課程がある松山東高等学校では、後期入学（10月入学）の募集を行います。

通信制課程では、それぞれの科目について、自宅での自学自習、学校での授業、及び試験に合格することで単位が修得できます。また必要条件を満たせば、全日制や定時制課程と同じ高等学校卒業の資格が得られます。卒業後は、大学や専門学校などへの進学の道も選べます。

誰でも、年齢を問わず、自分のペースで学習できます。興味のある方は、左記までお問い合わせください。

募 9月1日（金）～9月8日（金）（必着）
※募集要項（入学願書）は、本人以外にはお渡しできませんのでご注意ください。

問 松山東高等学校通信制課程
089・945・0131

放送大学10月生募集

放送大学では、平成29年度第2学期（10月入学）の学生を募集しています。放送大学は、テレビ・ラジオ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。心理学、福祉、経済、歴史、文学、情報、自然科学など、約300の幅広い

い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。「働きながら大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」など、さまざまな目的で幅広い世代の方が学んでおり、半年間だけ在学することも可能です。

また、全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。詳しい資料（無料）は、放送大学ホームページ、または左記までご請求ください。

募 9月20日（水）まで

問 放送大学愛媛学習センター
089・923・8544

障がいのある方へ

ジョブあしすとUMAサロン

日 8月26日（土） 9時30分～13時30分
場 三島公民館

内 栄養のある食事づくり

対 障がいのある方及びそのご家族
田 材料費実費（申し込み時にお伝えします）

申 問 障害者就業・生活支援センター
ジョブあしすとUMA

23・6558（ファクス兼）

✉ jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

精神障がい者家族のための 家族教室

精神障がい者のご家族のために、病気に対する理解や情報共有を目的とした教室の第2回目です。お互いの経験を語る中で、より前向きに家族の健康や病気についての理解を深めましょう。

日 8月25日（金） 13時30分～15時

場 四国中央市保健センター

内 講演「家族の話を聞こう」語り合い、学び合い、座談会

対 市民で精神障がい者のご家族の方

講 家族講師

申 問 地域活動支援センター 風楽里

58・7033

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、医療費の窓口負担が原則1割となり、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。ただしこれらは所得や世帯構成により異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

問 国保医療課 28・6017

障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
パソコン文字入力講座 ※要事前申し込み	8/18（金）・8/25（金） 10：00～12：00	福祉会館3階 会議室・障がいピアサポートセンター（商工会館）	障がいピアサポートセンター 24-0439
県委託療育等支援事業 （講師派遣など）	随時	支援の必要な方が通う事業所、幼稚園、保育園、学校など	澄心ばればれ 080-4659-8014
こども課ひろば活動療育支援事業 （親子あそび・相談）	週2回（火・金曜日）	みしま児童センター・川之江児童館	澄心ばればれ 080-4659-8014
障がい者の就労相談・支援 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9：00～17：30	サンハイツ三島中央1階 （三島中央3丁目13番12号）	ジョブあしすとUMA 23-6558（ファクス兼）

ほっとひといき、みかんカフェ（無料）

日8/20（日）10：00～12：00

場特別養護老人ホーム 豊寿園（土居町津根 2639）

内医師による個別相談、笑いヨガによる心身のリフレッシュ、茶話会

問グループホームいしかわ 58-0065

オレンジカフェ（原則毎月第3水曜日に開催）

日8/23（水）13：30～15：30

場生協宇摩診療所1階 待合室（寒川町 2912-1）

内今月は地域の子どもたちも参加してプチ縁日を開催。専門職や地域の人と楽しくお話しませんか。

円100円

問生協宇摩診療所 25-0114

認知症の語らい（無料）

（原則毎月第3金曜日に開催）

日8/18（金）13：30～15：00

場中之庄公民館 会議室2

内参加者同士の交流・情報交換、医療・福祉職による勉強会など

問認知症の人と家族の会愛媛県支部（大澤）
080-3740-0697

各種相談

もの忘れチェック体験（無料）

心配なものの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます！※予約不要

日時	場所
8/2（水）・9/6（水） 13：30～15：00	高齢介護課（福祉会館2階）
8/8（火） 13：30～15：00	土居庁舎1階 福祉窓口

問高齢介護課 地域包括支援センター 28-6147

東予若者サポートステーション 出張相談（予約制・無料）

日8/7（月）、8/14（月）、8/21（月）
13：00～17：00

場ハローワーク四国中央1階 相談室

対就職でお悩みの15～39歳の方、またはその保護者
定1人1時間の相談で1日4名まで

申問東予若者サポートステーション 0897-32-2181
（新居浜市繁本町 8-65）



「格安スマホ」 サービス内容を要確認！

近年、いわゆる「格安スマホ」などの携帯電話端末を利用する消費者が増えています。それに伴い、相談件数も増加傾向にあります。料金の安さだけを比較するのではなく、そのサービス内容もよく確認のうえ契約するようにしましょう。

相談事例1

Q 利用料金が安価である一方、これまで契約していた携帯電話会社では無料で提供されていたサービスが有料になっていった（またはサービス自体が提供されていない）。

A 実際の店舗を持たない会社もあり、故障時の対応や問い合わせが電話やインターネットに限られ、無償での代替機の提供を受けられない会社もあります。契約前にサービス提供内容をよく確認しましょう。また、携帯電話会社独自のメールアドレス（キャリアメール）の提供がない「格安スマホ」もあり、別会社が提供するメールアドレスを取得しなければならぬ場合もあるため注意が必要です。

相談事例2

Q これまで使用していた携帯電話端末を引き続き「格安スマホ」会社で使用するために新たなSIMカードを入れてみたが、使用できない。

A 事前に「格安スマホ」会社で使用できる端末かどうかよく確認しましょう。また、端末自体は使用できるものとしても、中にはSIMロックの解除が必要な端末もあります。ロックの解除は端末を販売した携帯電話会社で行われるものの、解除できない場合もあるため、事前によく確認しておきましょう。

困ったときはピピッと相談！

消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課
28・6143
愛媛県消費生活センター
089・925・3700
消費者ホットライン 188



8月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※要予約会場の受付は相談日前日 17:15 まで 問い合わせ先		
8/ 2 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1 階 会議室	社会福祉協議会 28-6127
8/10 (木) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1 階 相談室 3	
8/16 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1 階 会議室	
8/21 (月) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1 階 相談室 3	
8/23 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要予約	
9/ 6 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1 階 会議室	

司法書士相談 ※相談日前日 17:15 までに要予約		
8/ 4 (金) 13:00 ~ 16:00	福祉会館 1 階 相談室 2・3	社会福祉協議会 28-6127
8/ 9 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江庁舎旧館 1 階 会議室	
9/ 5 (火) 13:00 ~ 16:00	福祉会館 1 階 相談室 2・3	

人権相談		
8/ 7 (月) 13:00 ~ 15:00	川之江庁舎 1 階 相談室	人権施策課 28-6073
8/ 9 (水) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館 1 階 研修室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	松山地方務局四国中央支局 23-2407	

年金出張相談 ※要予約		
8/10 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1 階	新居浜年金事務所 (0897) 35-1445
8/24 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1 階	
9/14 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1 階	
9/28 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1 階	

行政相談		
8/ 7 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1 階 相談室 1	総務課 28-6002
8/ 9 (水) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館 1 階 研修室	
8/14 (月) 9:00 ~ 12:00	土居庁舎 1 階 会議室	
8/15 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江庁舎 1 階 相談室	
8/28 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1 階 相談室 1	
9/ 4 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1 階 相談室 1	

一般・消費・DV相談（相談窓口）		
8/ 1（火） 9：30～11：30	新宮公民館 1 階 研修室	市民くらし の相談課 28-6143
8/ 3（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
8/ 8（火） 9：00～11：30	土居庁舎 1 階 会議室	
8/10（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
8/17（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
8/24（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
8/31（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
9/ 5（火） 9：30～11：30	新宮公民館 1 階 研修室	
9/ 7（木） 9：00～11：30	川之江庁舎 1 階 相談室	
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	市民くらしの相談課 （本庁 2 階）	

暴力団相談	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893

無料特許相談(予約制)

日 9/4 (月) 13:00 ~ 16:00

場 四国中央商工会議所

申 相談日の 5 日前までに電話予約

申問 四国中央商工会議所 特許相談係 58-3530

不動産無料相談(予約制)

日 8/10 (木) 13:00 ~ 17:00

場 宇摩建設会館 3 階

申 相談日前日までの 13 時 ~ 17 時に電話予約(土・日曜日を除く)

申問 愛媛県宅地建物取引業協会
四国中央地区連絡協議会 24-2235

青少年の生活悩み相談(無料)

日 9:00 ~ 20:00 の間で随時

内 電話または面接

対 15 ~ 20 歳の方または保護者など
場 申問 自立援助ホームていーだ
74-3538 (土居町小林 18-3)

今月の納期

市県民税 2 期分

国民健康保険料 2 期分

後期高齢者医療保険料 2 期分

介護保険料 2 期分

保育園保育料 8 月分

幼稚園使用料 8 月分

市営住宅使用料 8 月分

市営住宅駐車場使用料 8 月分

※納期限 8 月 31 日(木)

水道料金 7 月分

下水道使用料 7 月分

※納期限 8 月 10 日(木)



図書館 だより

川之江図書館 28-6256
三島図書館 28-6053
土居図書館 28-6354
おやこ図書館 28-6258

紙のまち図書館

Q 検索

イベント情報

川之江図書館

子ども映画会 ※無料

日 8月2日 (水) 14時～14時35分
内「こびと観察入門」

おりがみ屋さんのおりがみ教室

日 8月3日 (木) 13時30分～
対幼児

定20名

円無料

講竹内伸哉さん

映画会 (一般向け) ※無料

日 8月17日 (木) 10時～12時15分
内「やさしい本泥棒」(洋画・吹き替え)

認知症サポーター養成講座

日 9月2日 (土) 10時～11時
募 8月8日 (火)

8月の休館日

川之江・三島図書館

毎週月曜日・31 (木)

土居図書館

毎週月曜日・12 (土)・

31 (木)

おやこ図書館

毎週月曜日・11 (金)・

31 (木)

土居図書館

絵本専門士からみた読み聞かせ

「小さな子どもからヤングアダルトまで」

日 9月3日 (日) 10時～

場 土居文化会館 (ユースホール) 2階

大会議室

対読み聞かせに興味がある方

定30名 ※要申し込み

募 8月8日 (火)

円無料

講 菅 弥和乃さん(おはなしボランティア)

アグループ「まつやまばたばんくらぶ」代表



おやこ図書館

雑誌・図書リサイクル市

日 9月5日 (火)～12日 (火)

おはなし会

三島図書館

きんこんかんのおはなしかみしばい

(幼児・小学3年生)

日 8月5日 (土)・19日 (土)

14時30分～

おはなし☆らっこ(乳児)

日 8月19日 (土) 10時～



土居図書館

ベビードーナツのおはなし会(乳幼児)

日 8月9日 (水) 10時～

おやこ図書館

おやこでおはなし会(乳幼児)

日 8月5日 (土) 10時30分～

じんげん広場

男女共同参画の視点

市では、平成28年2月に「男女がともに認め合い、高め合い、明日をひらくまちづくり」を基本理念として、男女共同参画社会づくりを進めるため「第2次四国中央市男女共同参画計画」を策定しました。

その取り組みの一つとして、男女共同参画の視点に立ち、市の情報などを発信する際のガイドラインを設け、表現方法などを考えて業務にあたっています。その表現ガイドラインの四つの視点を紹介します。

○性別による固定的なイメージで表現していませんか。

これまでの生活や習慣から、人の性格などを性別で判断することが無意識に行われていませんか。性別による固定観念を見直しましょう。

○男女の役割を固定化した表現をしていませんか。

「男は仕事、女は家庭」といった役割分担が当然だとする考え方は少しずつ減ってきてはいますが、依然として根強く残っています。性別で仕事の内容や職業、役割などを限定していないか見直しましょう。

○男女を対等な関係で表現していますか。

男性と女性の間に、上下関係や能力の優劣はありません。男性を中心

的な存在、指導的な立場などとして、また女性を周辺の存在、従属的な立場などとして描かず、一人ひとりの人格に考慮して公正に表現するよう心掛けましょう。

○人目を引くために、女性を使っていますか。

単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿や身体の一部をポスターなどで使っている場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とはいえません。内容に合った、より効果的な表現方法を工夫しましょう。

これらのことは、私たちの日常生活においてもいえることではないでしょうか。これまでの固定観念や物事のイメージにとらわれて、表現したり、言葉を使っていたり、行動していたりする場合があります。今一度、自分の言動などを見つめなおしてみましょう。

問 人権施策課 28・6073

市民交流課 28・6014

人権の日学習会

日 8月11日 (金・祝) 19時30分～21時
場 問 川之江隣保館 28・6254